



情報の侵害は既に多発する傾向にある。個人情報保護法は、この問題を解決するための法律として、2003年6月に施行された。これにより、個人情報保護委員会の権限が從来民間部門（番号制度等は公的部門）を含む）に限定されていたのを、公的部門も対象とした。官民それぞれ別別の制度を用意してきた日本の個人情報保護法の歴史における大きな転換である。他の人権に比べて、個人情報保護をめぐる問題は、違法な通信の傍受や不正アクセスなど本人の権利利益が侵害されていることと自体に気づきにくいため、司法救済を求める前段階において独立した監督機関による監視が不可欠である。当初、日本の個人情報保護法は、独立した監督機関が不在のまま整備され、世界145か国（2002年時点）にみられる個人情報保護法制の中では唯一と言つてよいほど例外的に特異な仕組みを採用していた。この背景には、日本の個人情報保護法が整備された時代背景に、小さな政府の下行政改革が進んでいた

2503号 判例時報

3 固一書改定要領去制  
れてる(第8条)。  
歳まで変更が可能の一定の個人情報を処理する場合には保護者等の同意が条件となる(EU加盟国の立法により13歳まで変更が可能)の一定の個人情報を処理する場合には保護者等の同意が条件となる

3 個人情華俗語注解

- には理論的問題が付きまとつ。理論的に個人情報保護法の民官一元化は、従来の私人事効力論を崩壊させる契機となるのか、あるいは依然として一つの法律の中で、公私区分の理論、すなわち公権力に対するプライバシー権と私法上のプライバシー権を区別する理論が維持されるべきか、という問題が残されている。公権力による個人情報の強制的な収集・利用・保管のあり方および正確な把握と、当事者の自由の下、個人情報を事業者に任意に提供することを利害用者の判断と選択に委ねる民間事業者の個別情報の収集・利用・保管とは、規律の差異が想の出发点が異なる。他方で、データを処理する側ではなく、プライバシー権の主体の側に立つてプライバシーという被侵害利益に着目すれば、「私人による公開であつても、國や地方公共団体による公開であつても、も変わることはない」し、また

タについては、犯罪抑止や公共の安全を理由に個人データを開示することができない場合が定められている。問題はこれらの開示対象の除外事由に該当するか否かを当該機関が判断・決定するのではなく、第三者的に個人情報保護の監督機関が該当請求のあった個人データに間接的にアクセスして審査・決定する仕組みである。EU法では1995年個人データ保護指令からの運用が行われてきたが、2016年法執行目的の個人データ保護指令（第17条）等において明文化されており、監督機関はアクセス権を拒否した公的機関への立ち入り検査を行なう。そのため監査権を有し、その運用実績が多く見られる。EU法における間接アクセス権において、自らの個人データへのアクセス権は官民問わず基本権の問題であり、この基本権への制約は必要性と比例性による審査が行われる。これに対し、日本

官民の間で個人情報保護法の規定を羅列した個人情報保護法制度から、2021年改正がデータの主体の立場に立ったプライバシー権の官民に通底する権利の章典

(2) デジタル化がもたらす個人情報保護法への影響

2002年1月の個人情報保護法改正についての個人情報保護委員会の権限として、立入検査ではなく、実地調査に限定されており、命令および罰則が公的部門には存在しない。本来政府のデジタル化への国民の信頼を確保する観点から、個人情報保護法草案時からの「民間企業よりも厳格な個人情報保護に係る規律に服するべき」とを担保するための制度が望まれてきたところである。

第一に、日本の法制度の下において、プライバシーと個人情報保護はいかなる関係にあるのか、別言すれば、私生活上の自由または人格権の一つとしてのプライバシー

列時報 2503号

権への影響  
我が国においてこのようなプライバシー権の発展がみられる中で、デジタル化は從来のプライバシー権などのような影響をもたらしうるのだろうか。第1に、公共空間におけるプライバシー権の保護についてで

第2に、デジタル化は一身専属の人格権としてのプライバシー権のあり方に再考をもたらす。<sup>15)</sup>デジタル化された情報は死後も残り続けるため、死者のプライバシー権が問題となる。具体的には、「デジタル遺品」としてのオンラインバンキングやソーシャ

の注目を集める公人や著名人であつたのに  
対し、デジタルの世界では無名の子どもも  
プライバシー侵害にさらされる。とりわけ、  
インターネット利用の低年齢化が進み  
(6歳から12歳のインターネット利用率は  
80・2% (2019年)<sup>15</sup>)、学校においても

意味についても異なる法的保護措置が求められよう。この点、アメリカの児童オンラインプライバシー保護法は13歳未満の児童の個人情報を収集する場合、保護者の同意を義務付けている。<sup>26)</sup>また、EUの一般データ保護規則(GDPR)においては、原則と

近時の最高裁における「プライバシー権論」は、夫婦同氏制の訴訟においてみられた。

活上の自由がそのまま及ぶと考えることはできない。最高裁も公道上および不特定多数が集まる場所における警察官のビデオ撮影の事業において、「通常人が他人から

ルネットワークサービス（SNS）など利  
用者本人の死後に遺族が情報アクセスをす  
る要件等が問題となる。「デジタル遺品」  
の相続は、単純に死者の個人情報へのア  
クセスのみならず、該当死者の通信相手の個  
人情報をも含まれることがあることを踏ま

子育て用デジタル教科書の利用が開始されることから（学校教育法第34条2項）、子どもの「プライバシー」が侵害されるリスクは現実のものとなつた。



複写するかのようだ。2015年の改正で日本の個人情報保護法にも外国における第三者への個人データの移転の規律が設けられた(第28条項)。しかし、2021年3月には、大手SNSが利用者の個人データの一部を韓国のデータベースに保存していったこと、そして中国の委託企業が日本の利用者の個人データにアクセスをしていたことが明らかにされた。特に中国においては国家情報法に基づき、中国政府は企業に対する個人データの開示を義務づけることが可能であることから、日本の利用者の個人データが中国政府にそのまま開示されるリスクが顕在化した。この事件は、安全保障が改めて個人データの移転に伴うプライバシーのリスクを喚起するに至った。なお、2020年法改正(2022年4月1日施行)において、移転先の外国の名称および当該国の個人情報保護制度に関する情報等を個人データの移転の際に本人に提供することとされた(第28条項、個人情報保護委員会規則第11条の3)。EUにおいてはこのような個人データの第三国移転をめぐり外交問題にも絡む裁判が相次いでいるが、日本でも同様の裁判が提起された場合、裁判所がプライバシー保護に関する「経済安全保障」の問題に直面した場合どのように判断すべきか、という課題が残されている。

- 112

113

年9月27日平成13年4月1日から平成15年5月1日まで  
東京地判平成21年6月11日判時20時5分55頁、参照。

(10) 東京高判平成23年3月16日判時2時23分4号44頁。インターネット上に掲載された建物建設現場の写真と「カナバント」をめぐる裁判例として、東京地判平成28年11月10日判時1時43分86頁、「ドライバー」に記載された事故の様子を含む映像の文書提出命令の申立てが認めた裁判例として、東京高決令和元年12月10日判時2時48分57頁、参照。

(11) 棲居快行『憲法學の可能性』(佃山社)2012年2月5・7頁、参照。

(12) 東京高判昭和54年3月14日判時9時18分21頁。洪茂泰樹「死者の個人情報の行方」松井茂記編「スター・バックスドライバーを飲みながら運転」(有斐閣)2016年、参照。

(13) 死者のDNAをかき集めての相続人によるアケセスをめぐるに、イソの情勢手掛けられにした考察として、井川豊「ドライバー遺品の相続問題に関する批判的考察」(1)「完」立命館法学生395号(2021)1-120-1-150頁、同396号(2021)1-149-1-150頁、参照。

(14) 最判平成31年3月18日集裁261号1-1956頁。

(15) いわゆる「フランクの個人データ保護法における「デジタル」の死後の個人データの処理を規定する例もみられる。

(16) 総務省「令和2年情報通信白書」(令和2年8月)3338頁。

(17) 最判令和2年10月9日裁判所ウェブサイト。

(18) オランダデータ保護監督機関法兰西未成年者が利用する中国アプロが英語のアライバーショリシーのみしか用意

(49) ドライバーの制服とDXの本格的な展開」(平成30年9月7日)。

(42) データが個人の行動の追跡監視のデータ化への心の自由の脅威であらうと論じるが、予測可能な点がアライバシムの権利と内心の自由の脅威であることを述べる。

(44) A.I.規制課より「日本龍頭『アライバシンの権利を考え』」(標準社)2017年9月25日、参照。

(43) United Nations, Human Rights Council, The Right to Privacy in the Digital Age, Report of the United Nations High Commissioner for Human Rights' (A/HRC/48/31), 13 September 2021 para 59 (d).

(45) 「A.I.規制課より「日本龍頭『アライバシンの権利を考え』」」(標準社)2021年9月25日、参照。

(46) Global Privacy Assembly, Resolution on Facial Recognition Technology, October 2020.

(47) 個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「個人データの構造・意味とアリューチ効果の威力」ビジネス法務21巻8号(2021)1-011頁、参照。

Law (2013) vol. 3 no. 4 222, 228

(48) 令和2年第1回憲法審査会議議事録(令和2年10月23日)(井川賄議室添付)。

(41) 経済産業省デジタルトランプフルオーナー・システムに向けた研究会「DX」ポートレート・システム「2020年の進歩」の克服とDXの本格的な展開」(平成30年9月7日)。

(42) データが個人の行動の追跡監視のデータ化への心の自由の脅威であらうと論じるが、予測可能な点がアライバシムの権利と内心の自由の脅威であることを述べる。

(44) A.I.規制課より「日本龍頭『アライバシンの権利を考え』」(標準社)2017年9月25日、参照。

(45) アメリカの州法および市条例の動向について、尾崎愛美「米国における顔認証技術をめぐる法制度の現状と今後の方向性」(杏林社会統計学研究36巻4号(2021)81頁、参照)。

(46) Global Privacy Assembly, Resolution on Facial Recognition Technology, October 2020.

(47) 個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「個人データの構造・意味とアリューチ効果の威力」(標準社)2021年9月25日、参照。